

情報公開法について

平成24年8月
総務省行政管理局

情報公開法の制定経緯

平成6年12月 総理府に行政改革委員会を設置

「行政機関の保有する情報を公開するための法律の制定その他の制度の整備に関する事項を調査審議する。」（行政改革委員会設置法第2条第2項）

平成7年3月 行政改革委員会に行政情報公開部会を設置

・行政情報公開部会専門委員等（肩書きは当時のもの）

部会長：角田禮次郎（元最高裁判所判事・元内閣法制局長官）

部会長代理：塩野宏（成蹊大学教授）

秋山幹男（弁護士）、今泉正隆（株式会社三和銀行常勤顧問）、尾崎護（国民金融公庫総裁）、勝見嘉美（前公害等調整委員会委員長・元名古屋高等裁判所長官）、後藤仁（神奈川県立公文書館館長）、小早川光郎（東京大学教授）、佐藤幸治（京都大学教授）、鈴木良男（株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長）、成田頼明（横浜国立大学名誉教授）、福川伸次（株式会社電通総研代表取締役社長兼研究所長）、堀部政男（一橋大学教授）、宇賀克也（東京大学教授）、藤原静雄（國學院大学教授）

・平成8年11月まで計57回開催

平成8年12月 行政改革委員会が内閣総理大臣に「情報公開法制の確立に関する意見」を具申

平成10年3月 行政機関情報公開法案を閣議決定し国会提出

平成11年5月 行政機関情報公開法の成立・公布

平成13年4月 行政機関情報公開法の施行

平成22年4月 行政透明化検討チーム発足（座長：枝野幸男行政刷新担当大臣）

平成22年8月 行政透明化検討チームとりまとめ（座長：蓮舫行政刷新担当大臣）

平成23年4月 改正法案を閣議決定し国会提出

⇒継続審議

情報公開法の目的・ポイント

情報公開法の目的

行政文書の開示を請求する権利を定め、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の説明責務が全うされるようにすること

情報公開法のポイント

○開示請求者

何人も、行政文書の開示を請求することができる。

○対象機関

国の全ての行政機関（会計検査院を含む。）

○対象文書

行政機関の保有する行政文書
（行政文書の定義）

①行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録を含む。）であって、②当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、③当該行政機関が保有しているもの

○開示義務

行政機関の長は、不開示情報が記録されている場合を除き、開示しなければならない。
（不開示情報の類型）

①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③国の安全等に関する情報、④公共安全等に関する情報、⑤審議、検討等に関する情報、⑥事務又は事業に関する情報

○開示決定等の期限

原則として開示請求があった日から30日以内

○不服申立て

開示決定等について不服申立てがあったときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問

○情報提供施策の充実

政府は、広く情報公開の総合的な推進を図る観点から、情報提供施策の充実に努める。

※ 独立行政法人等については、行政機関情報公開法と同内容の「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」により規律。

開示の原則と不開示情報について

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。(法5条本文)

不開示情報は次のとおり(法5条1～6号)

① 個人に関する情報

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

② 法人等に関する情報

法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(次頁に続く) 3

③ **国の安全等に関する情報**

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

④ **公共の安全等に関する情報**

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

⑤ **審議、検討等に関する情報**

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

⑥ **事務又は事業に関する情報**

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(※下線部は個人情報保護法整備法(H17.4施行)において追加)

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

不開示情報の規定についての考え方

(行政改革委員会「情報公開法制の確立に関する意見」より抜粋)

4 不開示情報等（第6～第8）

(1) 不開示情報の定め方

不開示情報の規定は、できるだけ明確なものとするのが望ましい。そのためには、不開示とされる情報を、行政事務の種類等の事項的な要素（例えば、「〇〇に関する情報」）で画する方法が考えられる。しかし、事項の単位を大きくすると、開示しても具体的な支障がないものが広く含まれることとなり、これを細かくすると、膨大な数量の事項を列挙しなければならない、しかも、行政の全般にわたりこれを網羅することも、細かく事項的に定めた不開示情報の中から開示に支障のないものを個々に除くということも、極めて困難である。他方、開示請求に係る情報について、開示することによる支障を個別具体的に判断するための定性的な要素（例えば、「〇〇が害されるおそれ」）で不開示情報の範囲を画する方法が考えられるが、この方法のみでは、基準の定め方が概括的・抽象的になり、制度の安定的な運用に困難を来す場合があり得る。

そこで、本要綱案では、不開示とすることにより保護される利益に着目し、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議・検討等に関する情報及び行政機関の事務・事業に関する情報の六つの類型に分けた上、事項による基準と定性的な基準とを組み合わせることを基本として、不開示情報の範囲をできるだけ明確かつ合理的に画することができるような規定とすることとした（第6）。

なお、開示・不開示の判断は、開示請求があった都度なされるのであるから、いったん不開示とされた行政文書であっても、その後の事情の変化により、開示されるべきものとなることがあることは当然である。したがって、本要綱案では、行政文書の作成又は取得からの一定年数の経過を開示・不開示の判断基準とする規定は設けないこととした。

情報公開法の開示請求権の対象外の文書について

個別法において、一般的な行政文書の開示とは異なる独自の完結した体系的な開示・閲覧制度が整備されているものについては、情報公開法の適用が除外されている。

1. 登記簿、特許原簿等

①登記簿等については、不動産登記法、抵当証券法、戸籍法、商業登記法等において、②特許原簿等については、特許法、意匠法、商標法等において、それぞれ、体系的な公簿等の謄本・抄本の交付・閲覧制度に関し規定。

2. 訴訟に関する書類

訴訟に関する書類については、刑事訴訟法・刑事確定訴訟記録法において、訴訟記録の閲覧制度に関し規定。

※ このほか、政治資金規正法において、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しについては、情報公開法の適用を除外した上で、独自の開示制度に関し規定（平成23年の改正により規定）。

◎ 国立公文書館等に移管された特定歴史公文書等

国立公文書館等に移管された特定歴史公文書等については、公文書管理法において、体系的な利用請求制度に関し規定（情報公開法の開示請求権の対象から除外）。

※ 歴史的文化的資料・学術研究用資料については、公文書管理法施行令6条で利用制度に関し規定。

※ なお、外交記録の30年ルールとは、無期限の保存期間が設定されている外交記録について、作成・取得から30年以上経過するものは移管審査を行い、外交史料館に移管された特定歴史公文書等に該当する外交記録について、公文書管理法に基づき原則利用させるルール（移管前は、情報公開法に基づき開示・不開示を判断）

情報公開法改正案の概要

平成23年4月22日第177回国会に提出
⇒継続審査

(参考)

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

「国民の知る権利」の保障 (オープンガバメントの実現)

より多く

> 開示情報の拡大 (5条・6条)

不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。

(例) 不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

> 情報提供制度の充実 (25条)

より簡易に

> 手数料の見直し (16条)

開示請求手数料を原則として廃止等。

より早く

> 開示決定等の期限の短縮 (10条)

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

> 不開示決定のみなし規定 (10条・11条)

期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができるとし、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

より明確に

> 不開示決定における理由付記 (9条)

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

より確実に

[内閣総理大臣のリーダーシップの発揮・事後救済制度の強化]

> 内閣総理大臣の権限強化を通じた不服申立ての迅速化と実効性向上 (18条、21条、27条、28条)

不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合、その理由の内閣総理大臣への報告義務を課して処理の迅速化を図るとともに、内閣総理大臣の勧告制度の導入など、内閣総理大臣の権限を強化し実効性を向上。

> 情報公開法の移管(総務省→内閣府) (内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条)

> 情報公開訴訟の抜本的強化 (22条・23条・24条)

- 原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。(高裁所在地(8カ所)→すべての地裁(50カ所))
- 裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容等を分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成及び提出を求める手続を導入。
- 裁判所が、当事者を立ち会わずに行う対象文書についての証拠調べ(インカメラ審理)手続を導入。

※ 施行期日:法の公布から2年以内で政令で定める日